

【事業者等向け】R4年度に活用できる原油価格・物価高騰等対応の支援策一覧

※【個人向け】R4年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧は、6ページ以降をご覧ください。  
 ※新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者等のみなさまは、「令和4年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧」をご覧ください。

令和4年10月28日時点

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
中小企業・小規模企業の資金繰り支援	セーフティネット資金	補助	中小企業・小規模企業	売上が一定程度減少した事業者（※）の資金繰りを支援 （※）直近の売上が前年より5%以上減少し、セーフティネット保証5号、伴走支援型特別保証のいずれかの認定を受けた事業者 ・融資限度額：新型コロナ対応 8千万円 伴走支援型 1億円 ・償還期間：10年以内（据置：2年～5年以内） ・融資利率：金融機関所定利率 ・保証料：0.2～0.9%（県保証料補助後の事業者負担）0～0.24%	R4.7.1～ （終期未定）	雇用経済部 中小企業・サービス産業 振興課 ☎ 059-224-2447
	リフレッシュ資金	補助	中小企業・小規模企業	売上が一定程度減少した事業者（※）の資金繰りを支援 （※）直近の売上が前年より3%以上減少した事業者等 （※）直近の売上が前年より15%以上減少した事業者等（伴走支援型） ・融資限度額：新型コロナ対応 5千万円 伴走支援型 1億円 ・償還期間：新型コロナ対応 7年以内（据置：2年以内） 伴走支援型 10年以内（据置：5年以内） ・融資利率：金融機関所定利率 ・保証料：0.2～1.9%（県保証料補助後の事業者負担）0～1.3%	R4.7.1～ （終期未定）	雇用経済部 中小企業・サービス産業 振興課 ☎ 059-224-2447
	セーフティネット資金	補助	中小企業・小規模企業	原油等原材料高騰の影響により、利益の減少など経営の安定に支障が生じている事業者（※）の資金繰りを支援 （※）次の①～③のいずれの要件も満たす事業者 ① 売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上 ② 原油等の最近1カ月間の平均仕入単価が前年同月比20%以上上昇 ③ 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期の割合を上回る ・融資限度額：8千万円 ・償還期間：10年以内（据置：2年以内） ・融資利率：金融機関所定利率 ・保証料：0.68%（県保証料補助後の事業者負担）0.24%	R4.11.1～ （終期未定）	雇用経済部 中小企業・サービス産業 振興課 ☎ 059-224-2447
	リフレッシュ資金	補助	中小企業・小規模企業	原油等原材料高騰の影響により、利益の減少など経営の安定に支障が生じている事業者（※）の資金繰りを支援 （※）原油等原材料価格の高騰等により、最近3か月間の月平均売上高の売上総利益が前年同期比3%以上減少した事業者 ・融資限度額：5千万円 ・償還期間：7年以内（据置：2年以内） ・融資利率：金融機関所定利率 ・保証料：0.45%～1.9%（県保証料補助後の事業者負担）0.25～1.3%	R4.11.1～ （終期未定）	雇用経済部 中小企業・サービス産業 振興課 ☎ 059-224-2447

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
5 中小企業・小規模企業の資金繰り支援	中小企業サステナブル経営推進資金	補助	中小企業・小規模企業	<p>持続可能な事業活動の実現に向けた事業者（※）への資金繰りを支援            （※）次の①または②の条件を満たす事業者            ①三重県SDGs推進パートナー登録企業（申請手続き中の場合も利用可）            ②三重県サステナブル経営アワード受賞企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額：5千万円</li> <li>・償還期間：設備資金15年以内（据置：2年以内）                運転資金 7年以内</li> <li>・融資利率：金融機関所定利率（1.6%以内）</li> <li>・保証料：0.45%～1.9%（県保証料補助後の事業者負担）0.2%</li> </ul>	R4.11.1～ R5.3.31	雇用経済部 中小企業・サービス産業 振興課 ☎ 059-224-2447
6 エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業等への経営向上の取組支援	エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金	補助	中小企業・小規模企業等（NPO法人、企業組合、事業協同組合等含む）	<p>エネルギー価格等高騰の影響に対応するため、中小企業・小規模企業等が経営計画を策定し、実施する生産性向上・業態転換にかかる取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助上限 200万円、下限額 10万円（補助率：1/2）</li> </ul>	R4.10.25～ R4.11.14	雇用経済部 中小企業・サービス産業 振興課 ☎ 059-224-2534
7 経営への影響等を受けている農業者等への支援	農業経営近代化資金利子補給金	補助	農業者等（集落営農組織を含む）	<p>燃料及び資材価格の高騰により経営に影響等を受けた農業者等への融資に対する利子補給及び保証料免除により資金繰りを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額：法人2億円、個人1,800万円（知事特認2億円）</li> <li>・償還期間：原則15年以内（据置：原則7年以内）</li> <li>・基準金利：1.95%（農林水産省通知）</li> <li>・利子補給率：1.25%（補給後の事業者負担：0～0.7%）</li> <li>・保証料：0.47%（県保証料補助後の事業者負担）0%</li> </ul>	R4.7～R5.3 （予定）	農林水産部 農産物安全・流通課 ☎ 059-224-2437
8 飼料の価格高騰に伴う畜産農家等への経営支援	飼料価格高騰緊急対策事業	補助	県内に農場を有する畜産農家等	<p>飼料価格の異常な高騰により経営環境が厳しくなっている畜産農家に対し、配合飼料（又は粗飼料）の購入費の一部を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配合飼料高騰対策                直近3年間の平均輸入価格と支援対象期間の平均輸入価格との差額から補助単価を算定し、                購入量に応じて一定額を補助（補助率1/2以内）                国補てん制度の対象外である自家配合用原料に対しても、同単価で支援</li> <li>・粗飼料高騰対策                直近3年間の平均輸入価格と支援対象期間の平均輸入価格との差額から補助単価を算定し、                購入量に応じて一定額を補助（補助率1/2以内）</li> </ul>	R4.7～R5.2 （予定）	農林水産部 畜産課 ☎ 059-224-2541
9 食肉センターの燃油価格・電気料金高騰への支援	食肉センター燃油等価格高騰対策緊急支援事業費	補助	県内食肉公社（四日市畜産公社、松阪食肉公社）	<p>ボイラーに使用する燃油の価格高騰や電気料金の高騰により、経営が圧迫されている食肉センターを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間：令和4年4月～令和5年3月</li> <li>・四日市畜産公社・松阪食肉公社でボイラー等に使用する燃油の購入費に対して、過去複数年の平均価格を超越した分の50%を上限に支援                支援金額：基準単価×当該月燃油購入数量×1/2以内</li> <li>・四日市畜産公社・松阪食肉公社で利用する電気料金に対して、過去複数年の平均価格を超過した分の50%を上限に支援                支援額：基準単価×当該月使用電力量×1/2以内</li> </ul>	R4.10～R4.12 （予定）	農林水産部 畜産課 ☎ 059-224-2512

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
10 農家の肥料価格高騰への支援	肥料価格高騰対策緊急支援事業費	補助	国の肥料高騰対策事業の対象となった農業者	肥料代の上昇分の70%を補填する国の支援措置に合わせて、農家負担分の1/2（肥料代上昇分の15%）を支援	R4.12月まで (予定)	農林水産部 担い手支援課 ☎ 059-224-2133
11 土地改良区等の電気料金高騰への支援	土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費	補助	国営・県営土地改良事業または国・県の補助金を受けて造成した農業水利施設を管理する土地改良区等	土地改良区等が管理する農業水利施設の操作・運転に要する電気料金高騰分の一部を支援 ・支援対象期間：令和4年4月分から同年10月分 ・支援額：基準単価×当該月使用電力量×補助率1/2以内	R4.11.1~R4.11.30	農林水産部 農業基盤整備課 ☎ 059-224-2556
12 漁業者の漁業用資材価格高騰への支援	漁業用資材価格高騰対策緊急支援事業費	補助	県内の沿海漁業協同組合及び真珠養殖漁業協同組合	漁業用資材の価格高騰による漁業者の負担軽減を図るため、漁業者が漁業協同組合で購入する漁業用資材の価格上昇分を支援 ・補助対象：漁業者が漁業協同組合で購入する漁業用資材（石油類、配合飼料を除く） ・対象期間：令和4年9月から令和5年3月まで ・補助率：漁業用資材の価格上昇金額の1/2以内	R4.10月下旬	農林水産部 水産振興課 ☎ 059-224-2606
13 魚類養殖業者の配合飼料価格高騰への支援	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費	補助	県内の令和4年度漁業経営セーフティネット構築事業(配合飼料)の加入者(かん水養殖)	配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している魚類養殖業者の負担軽減を図るため、漁業経営セーフティネット構築事業(配合飼料)に加入している魚類養殖業者の負担経費の一部を支援 ・対象期間：令和4年4月から同年12月まで ・補助率：令和4年度のセーフティネット発動時（配合飼料）の補てん金の一部（加入者負担の1/2以内）	R4.10月下旬	農林水産部 水産振興課 ☎ 059-224-2606
14 交通事業者が行う安定的な運行に要する費用への補助	安定的な運行にかかる費用への補助	補助	県内交通事業者 ・地域鉄道 ・乗合バス ・航路	支援対象：安定的な運行に要する費用 支援額：補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内	~R5.2.28	地域連携部 交通政策課 ☎ 059-224-2622
15 普通公衆浴場施設に対する燃料費等の高騰分の負担軽減	三重県普通公衆浴場原油価格・物価高騰対策支援事業	補助	県内の普通公衆浴場施設	燃料費や物価高騰の影響を受けている普通公衆浴場施設に対し、燃料費等の上昇に係る負担額の一部を支援 ・支援対象期間：令和4年10月分から令和5年3月分 ・支援額 （1）重油のみ使用する普通公衆浴場施設：一施設あたり補助額 7万円/月 （2）その他の普通公衆浴場施設：一施設あたり補助額 3万円/月	R4.11月中旬 (9月分までは募集終了)	医療保健部 食品安全課 ☎ 059-224-2359

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
16 医療機関に対する食材費や光熱費の高騰分の負担軽減	医療機関物価高騰対策支援事業費	補助	県内の病院、診療所、助産所	<p>食材費や電気・ガス料金が高騰する中、診療報酬や国により負担限度額が定められており料金を調整できない医療機関に対して、食材費や電気・ガス料金の高騰分の一部を支援</p> <p>・支援対象期間：令和4年7月分から令和5年3月分</p> <p>・支援額</p> <p>(1) 食材費高騰分 基準単価×当該施設の食事提供者数×補助率1/2</p> <p>(2) 電気及びガス料金高騰分 &lt;病院、有床診療所&gt; 基準単価(1床あたり)×当該施設の病床数×補助率1/2 &lt;無床診療所、助産所&gt; 基準単価(1施設あたり)×補助率1/2</p>	R4.12～ (予定)	医療保健部 医療政策課 ☎ 059-224-2337
17 訪問診療・訪問歯科診療を行う医療機関に対する燃料費の高騰分の負担軽減	医療機関物価高騰対策支援事業費	補助	県内の病院、診療所	<p>ガソリン代高騰の影響を受けている訪問診療・訪問歯科診療を行う医療機関に対して、ガソリン代高騰分の一部を支援</p> <p>・支援対象期間：令和4年10月分から令和5年3月分</p> <p>・支援額：基準単価(1施設あたり)×補助率1/2</p>	R4.12～ (予定)	医療保健部 医療政策課 ☎ 059-224-2337
18 薬局に対する光熱費の高騰分の負担軽減	薬局物価高騰対策支援事業費	補助	県内の保険薬局	<p>電気料金が高騰する中、収入の大半を調剤報酬(公定価格)により定められ、価格を調整できない薬局に対して、電気料金等高騰分の一部を支援</p> <p>・支援額：定額補助 4万円</p> <p>・対象期間：令和4年7月分から令和5年3月分まで</p>	R4.12～ (予定)	医療保健部 薬務課 ☎ 059-224-2330
19 薬局に対する燃料費の高騰分の負担軽減	薬局物価高騰対策支援事業費	補助	在宅患者調剤加算の届出薬局	<p>ガソリン代が高騰する中、国等の公定価格により上限が定められているなどの理由から、利用料金を調整できない薬局に対して、ガソリン代高騰分の一部を支援</p> <p>・支援額：定額補助 1万円</p> <p>・対象期間：令和4年10月から令和5年3月分まで</p>	R4.12～ (予定)	医療保健部 薬務課 ☎ 059-224-2330
20 高齢者施設に対する食材費や光熱費の高騰分の負担軽減	介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金	補助	県内の高齢者施設	<p>食材費や電気・ガス料金が高騰する中、国や自治体により負担限度額が定められており料金を調整できない高齢者施設に対して、食材費や電気料金等高騰分の一部を支援</p> <p>・支援対象期間：令和4年7月分から令和5年3月分</p> <p>・支援額</p> <p>(i) 食材費高騰分 ・対象施設：入所系の高齢者施設 ・支援額：基準単価×当該施設の食事提供者数×補助率1/2</p> <p>(ii) 電気及びガス料金高騰分 ・対象施設：入所系及び通所系、訪問系の高齢者施設 ・支援額：基準単価×当該施設の実員数×補助率1/2</p>	R4.12～ (予定)	医療保健部 長寿介護課 ☎ 059-224-2235
21 高齢者施設に対する燃料費高騰分の負担軽減	介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金	補助	県内の高齢者施設	<p>ガソリン代が高騰する中、国等の公定価格により上限が定められているなどの理由から、利用料金を調整できない施設に対して、ガソリン代高騰分の一部を支援</p> <p>・支援対象期間：令和4年10月分から令和5年3月分</p> <p>・対象施設：入所系及び通所系、訪問系の高齢者施設</p> <p>・支援額：基準単価×当該施設の車両の台数×補助率1/2</p>	R4.12～ (予定)	医療保健部 長寿介護課 ☎ 059-224-2235

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
22 障害福祉サービス事業所に対する食材費、光熱費及び燃料費高騰分の負担軽減	(仮) 障害福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援事業	補助	障害福祉サービス事業所	障害福祉サービス事業所に対し、電気代、ガス代の一部を補助 入所施設に対し、食事提供費用の一部を補助 ・支援対象期間：令和4年7月から令和5年3月  障害福祉サービス事業所に対し、ガソリン代の一部を補助 ・支援対象期間：令和4年10月から令和5年3月	R4.12～(予定)	子ども・福祉部 障がい福祉課 ☎ 059-224-2274
23 私立幼稚園、認可外保育施設に対する食材費、光熱費及び燃料費高騰分の負担軽減	私立幼稚園及び認可外保育施設への給食費・電力料金等高騰対策支援	補助	私立幼稚園、認可外保育施設 (給食費は、給食の提供を行っている私立幼稚園・認可外保育施設のみ)	(給食費) 給食の提供を行う私立幼稚園、認可外保育施設に対し食材費等の一部を補助 ・支援対象期間：令和4年6月分から令和5年3月  (光熱費) 私立幼稚園、認可外保育施設における電力料金等の価格上昇分を設置者に対して補助 ・支援対象期間：令和4年7月分から令和5年3月  (燃料費) 私立幼稚園、認可外保育施設における送迎バス運行のための燃料費上昇分を設置者に対して補助 ・支援対象期間：令和4年10月分から令和5年3月	給食費 R4年10月募集開始予定  上記以外 R4.12～(予定)	子ども・福祉部 少子化対策課 ☎ 059-224-2268
24 児童養護施設等に対する食材費、光熱費及び燃料費高騰分の負担軽減	光熱費補助 食事提供費用補助 (児童養護施設等)	補助	児童養護施設等 ・児童養護施設 ・里親 ・乳児院 ・児童心理治療施設 ・ファミリーホーム	児童養護施設等における電気代、ガス代、食事提供費用の一部を補助 ・支援対象期間：令和4年7月分から令和5年3月  児童養護施設等におけるガソリン代の一部を補助 ・支援対象期間：令和4年10月分から令和5年3月	R4.10月募集開始予定	子ども・福祉部 子育て支援課 ☎ 059-224-2883
25 救護施設に対する食材費、光熱費及び燃料費高騰分の負担軽減	食事提供費用の負担軽減補助 電気料金、ガス料金の負担軽減補助 ガソリン代の負担軽減補助	補助	県内の救護施設	原油価格・物価高騰の影響を受けている県内の救護施設に対し、食事提供費用、電気料金及びガス料金の上昇に係る負担額の一部を支援 ・支援対象期間：令和4年7月から令和5年3月  原油価格・物価高騰の影響を受けている県内の救護施設に対し、ガソリン代高騰に係る負担額の一部を支援 ・支援対象期間：令和4年10月から令和5年3月	R4.12～(予定)	子ども・福祉部 地域福祉課 ☎ 059-224-2286
26 私立学校に対する食材費、光熱費及び燃料費高騰分の負担軽減	私立学校への給食費・電力料金等高騰対策支援	補助	私立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校	私立学校における給食費や電力料金、送迎バスの燃料費等の価格上昇分を設置者に対して補助 (給食費・光熱費) ・支援対象期間：令和4年7月から令和5年3月(給食費については8月を除く) (燃料費) ・支援対象期間：令和4年10月から令和5年3月	R4.12～(予定)	環境生活部 私学課 ☎ 059-224-2161

【個人向け】R4年度に活用できる原油価格・物価高騰等対応の支援策一覧

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
1 物価高騰等の影響を受けている生活者の支援	みえ生活衛生サービスクーポン事業	給付	三重県民	利用可能施設（県内の理容室、美容室、クリーニング店及び公衆浴場）の1,000円以上の利用で使える「みえ生活衛生サービスクーポン」（500円割引券）を配布 利用可能施設：理容室、美容室、クリーニング店、公衆浴場（事前に参加希望者を募集） 利用期間：令和5年1月から約2か月間を予定 クーポンの配布方法：WEBサイトで申込を行った方に配布（はがきでの申込も可能とする予定）	利用可能施設の募集 開始時期 R4.11月中（予定） 県民の方のWEB申込 開始時期 R4.12月中（予定）	医療保健部 食品安全課 ☎ 059-224-2359
2 省エネ家電への買い換え等促進による生活者支援	みえ省エネ家電購入応援キャンペーン（仮称）	給付	三重県民	省エネ性能の高い家電製品の購入者に対してキャッシュレスポイント等を交付 対象製品：省エネ基準を満たすエアコン、冷蔵庫、LED照明器具、電気温水機器 対象店舗：みえ省エネ家電推進協力店舗 対象期間：令和4年12月下旬から令和5年2月中旬を予定	R4.12～ （予定）	環境生活部 地球温暖化対策課 ☎ 059-224-2368